

# 堺市立大仙西小学校いじめ防止対策基本方針

堺市立大仙西小学校

## 第1章 いじめに対する本校の基本認識

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関する重大な問題である。

本校全教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る事象である」という認識を持ち、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに取り組む。

そのためには、これまでも人権教育を、教育活動全体において取り組んできたが、今後もより一層、生命や人権を大切に教育実践を推進し、教職員自身が、子ども一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという理念に立った取り組みを徹底していく。

あらためて、私たちは「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、ここに『大仙西小学校いじめ防止対策基本方針』を策定する。

- (1) いじめは、人権侵害・犯罪行為である。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、子どもを守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、その事象に至った背景をつかむとともに、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) いじめ防止のためにも、保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携強化に努める。

## 第2章 いじめの未然防止に向けての基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが必要である。

そして、そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び、人権感覚を育む学習活動を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて、総合的に推進する必要がある。

とくに、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための「想像力」や「感受性」を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを推進していくことが重要である。

そうした取り組みの中で、子どもたち個々の力を高めるとともに、集団としての質を高めていくことが必要である。

また、「校内いじめ対策委員会」を設置し、全教職員が一丸となって取り組むことはもちろん、地域や関係機関との連携を強化し、いじめの未然防止に努めることが重要である。

- (1) 子どもが、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら解決に向けて行動できる集団づくりにつとめる。
- (2) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検する。

- (3) 子ども理解のための定期的な情報交換や研修を実施するとともに、いじめ相談体制の整備・点検を行う。
- (4) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (5) 学校生活での悩みの解消や、家庭状況の厳しさからくるストレスの解消を図るため、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- (6) 日頃から、一人ひとりの自尊感情を高めることも意識した、個を大切にした授業づくりに努める。

### 第3章 早期発見に向けて

いじめの特性として、いじめにあっている子どもが、いじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまりに、訴えることができなかつたりということが多くある。

いじめの長期化、深刻化を防ぐためにも、教職員には、子どもたちの何気ない言動の中から心の訴えを感じとる鋭い感性や、集団の中に見え隠れするいじめの構造に気づく深い洞察力が求められる。

子どもたちが示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、教職員全員が子どもたちの情報を共有し迅速な対応ができるよう、組織的に取り組んでいく。

また、保護者・地域とも連携して子どもを見守り、情報を共有できるような関係性を築くように努めていく。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査・個別相談等)  
いじめアンケート調査を、年3回実施し、必要に応じて早急に適切な対応を行う。
- (2) 保護者と情報を共有する。(家庭訪問・電話・連絡ノート・PTA会議等)
- (3) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加・関係機関との連携会議等)
- (4) 教職員全員が情報を共有する。(研修会議での定期的な情報交換等)

### 第4章 早期解決に向けて

いじめ問題が発生した時には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

いじめにあった子どものケアが、最優先であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し、指導にあたることが重要である。

いじめに関係した子ども同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、集団全体の教育課題へと高めることも大切である。

- (1) いじめにあっている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を早急に行う。
- (2) 学級担任等、教職員が一人で抱え込むことのないように、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合や疑われる場合には、管理職は、教育委員会に報告・相談するとともに、保護者への説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、いじめの行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、その責任を自覚させ、反省・謝罪をさせる。

- (5) いじめをした子どもの背景にもしっかりと目を向けるとともに、保護者とも連携し、協力を求めて継続的な取り組みを推進していく。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものだと判断される時には、警察等にも相談して協力を求める。
- (7) いじめられた子どもが「安心」して教育を受けられる環境の確保に努める。

## 第5章 「校内いじめ対策委員会」の設置と校内研修の実施

校長・教頭・主幹教諭・人権教育主担・教務主任・養護教諭・生徒指導主事・スクールカウンセラー等を構成員とした「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。

また、いじめアンケート調査の結果から、いじめが疑われる場合や、いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員は直ちに「校内いじめ対策委員会」に報告し、速やかに事情を聞き取るなどの取り組みをスタートさせる。

必要に応じて、専門家（心理・福祉の専門家・医師等）や関係機関（警察・教育委員会）などと連携を取りながら対応を進める。

さらに、私たち教職員全員のいじめに対する認識を深め、適切な対応が取れるように、研修会議や校内研修会を実施する。

## 第6章 ネット上のトラブル対応について

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめや、LINE等によるいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいためより重大な問題になりつつある。

とくに、携帯電話やスマートフォンの所有率が高い本校においては、深刻な問題であり、保護者の理解と支援を求め、早急に対応していかなければならない重要な課題の一つである。

子どもたちには、「ネットいじめ防止プログラム」を活用した指導などを実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

また、保護者への啓発を一層進め、保護者の責任として携帯電話やスマートフォンの所有や、活用についてのルールづくりを求めていく。

子どもたちをネット上のさまざまなトラブルから守るため、保護者と学校、保護者同士の連携を深めていく。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局や地方法務局の協力を求める。

なお、子どもたちの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署とも連携し、適切な援助を求める。

## 第7章 その他（いじめ防止対策における留意事項）

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場で、その行為を止め、しっかりと指導する。
- (2) いじめを知らせてきた子どもの安全は十分に確保する。
- (3) いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、解決に向けて、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であるということを理解させる。
- (5) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、子どもや地域の状況を踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、改善に取り組む。